

## 【ポイント】

2017年FIFAコンフェデレーションズカップ、2018年FIFAワールドカップの開催期間及びその前後の期間に、ロシア国内の安全対策が強化される予定です。

ロシアにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ  
在サンクトペテルブルク日本国総領事館

5月9日付大統領令No. 202に基づき、2017年FIFAコンフェデレーションズカップ、2018年FIFAワールドカップの関連施設所在地等の安全対策が強化される予定です。

### 1 安全対策強化期間および都市

(1) 2017年6月1日～7月12日

カザン、モスクワ、サンクトペテルブルク、ソチ

(2) 2018年5月25日～7月25日

ヴォルゴグラード、エカテリブルク、カザン、カリーニングラード、モスクワ、ニージュニー・ノヴゴロド、ロストフ・ナ・ドヌー、サマラ、サンクトペテルブルク、サランスク、ソチ

2 安全対策強化期間中は、管理区域や立ち入り禁止区域が設けられたり、到着後1日以内に「到着通知」や「滞在登録」を実施する必要がある等、特別な措置がとられる予定ですので、常に報道等を通じ最新の情報の入手に努めるとともに、大会開催期間中は無用なトラブルに巻き込まれないよう、不用意にサッカーファン等の集まる場所等に近づかないよう留意してください。

### 3 滞在登録について

(1) 当地のホテルに滞在予定の方

ホテル側は外国人を宿泊させる際、滞在登録をすることが義務づけられていますので、チェックイン時にパスポート等の書類の提出を求め、滞在登録の手続きを行って頂けます。従業員の指示に従ってください。万が一手続きをしようとしなない場合は、手続きを行うよう必ず求めるようにしてください。

(2) 当地の個人宅に滞在する場合

ロシア人の友人やロシアに駐在中の家族・友人のアパート等に滞在する場合は、そのアパートの管理人に滞在登録の義務が生じます。アパート到着したら、

即座にアパートの住人を通じて必ず滞在登録を行ってもらってください。

時折、滞在登録が面倒であるとして、これを行おうとしない管理人がいますが、住人の方を通じてきちんと登録をするよう強く求めてください。

滞在登録は、管理人がアパートの住所を管轄する連邦移住庁事務所・郵便局の窓口等を通して手続きをすることも可能です。登録を行おうとしない管理人がいたら、その旨伝えてください。

---

在サンクトペテルブルク日本国総領事館領事部

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: 30 Millionnaya St., St.Petersburg, Russia 190000

Tel: +7(812)336-76-73

Fax: +7(812)710-69-70

ホームページ: <http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/indexjp.htm>

E-mail: [ryoji@px.mofa.go.jp](mailto:ryoji@px.mofa.go.jp)

